

# MRJ互助会・会員募集について

来る、平成20年10月1日より「MRJ互助会」が発足・運営されます。

標記については、40頁記載「MRJ互助会・会員募集」チラシ及び「日本水難救済会救難所員等互助会規約」を各地方水難救済会並びに各救難所あて送付・案内済みであります。多くの皆様に会員になって頂けるよう、お願い申し上げます。

(参考) 「日本水難救済会救難所員等互助会規約」中、継続事業の新旧比較について

(第14条 災害給付事業 比較表)

新：MRJ 互助会規約 東京海上日動「普通傷害保険約款」（2007年8月1日以降始期契約用）による		
保険金の種類	保険金額	備 考
死亡保険金	15,000,000円	被保険者が、水難救助業務に従事して（以下同じ）、災害を受けことが原因となり、災害を受けた日から180日以内に死亡したとき。（約款第5条）また、2万円を限度として花輪又は生花を遺族に給付する。（規約第14条）
後遺傷害保険金	15,000,000円	傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたときは、保険金額に3%～100%（傷害に応じて）を乗じた金額を支払う。（約款第6条）
入院保険金（日額）	4,000円	傷害を被り、その直接の結果として、平常業務等ができなくなり、入院した場合は、その期間に対し1日につき入院保険金日額を保険金として支払う。但し、事故の日から180日を経過した後の期間に対しては、保険金は支払わない。（約款第7条）
通院保険金（日額）	2,500円	傷害を被り、その直接の結果として、平常業務に支障が生じ、かつ通院した場合は、その日数に対し、90日を限度として、1日につき、通院保険金日額を保険金として支払う。但し、入院保険金が支払われるべき期間中の通院及び事故の日から180日を経過後の通院に対しては、保険金は支払わない。（約款第8条）

旧：災害共済規則 「日本水難救済会災害共済規則」による		
共済給付の種類	給付額	備 考
死亡共済金	13,000,000円	被共済者が、水難救助業務に従事して（以下同じ）災害を受けことが原因となり、災害を受けた日から6ヶ月以内に死亡したとき。（規則第5条）
傷害共済金	15,000,000円	負傷し又は疾病にかかり、治った場合において、又は治ってない場合は180日目において、なお存する身体障害に対し、身体傷害の等級に応じ給付。（第1級～第14級）（規則第6条）
入院共済金	4,000円	負傷し又は疾病にかかり、これを直接の原因として事故の日から180日以内に入院したとき、90日に限り共済金を給付。 1日につき4,000円。（規則第9条）
傷病共済金	20,000～140,000円	負傷し又は疾病にかかり、5日以上の医療期間を必要とした場合に共済金を給付。（医療期間5日以上9日まで～60日以上までの4区分）（規則第8条）

(第15条 休業見舞金給付事業（本会が直接給付致しますので、給付内容に変更はありません。）)

会員が水難救済業務中に負傷し又は疾病にかかり、そのため療養開始後從前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に、90日間を限度として見舞金を給付する。

休業見舞金は、休業1日につき、7,000円とする。

救難所員等の皆さんへ!!

で大きな安心を!



現行「災害共済制度」は、平成18年の改正保険業法の適用により当会による運営が困難となり、平成20年10月1日に廃止することとなりました。

日本水難救済会では、「災害共済制度」に替わる「制度」として「日本水難救済会救難所員等互助会」（以下「MRJ互助会」という。）を設立し、平成20年10月1日から運営することとなりました。

MRJ互助会は、会員及び家族（以下「会員等」という。）の相互救済と福利増進を図る観点から、各種事業を行うことにより、会員等の生活の安定と福祉に寄与することを目的としております。

なお、年会費（500円）、入会手続き等は従来と同様です。

是非、多くの皆様に会員になって頂けるよう、お願い申し上げます。

### 事業の内容

#### (1) 災害給付事業・・・継続

- ・東京海上日動火災保険(株)と契約予定
- ・会員が、水難救助業務中に災害を受けた場合の補償

#### (2) 休業見舞金給付事業・・・継続

- ・会員が、水難救助業務中に負傷し又は疾病にかかり、従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に見舞金を給付

#### (3) 私物損害見舞金給付事業・・・新規

- ・会員が、水難救助業務中に携帯していた私物を破損、消失、遺失した場合、当該私物と同程度の物の購入又は修理等に要する経費を給付

#### (4) 遺児等育英奨学金事業・・・新規

- ・災害給付を受けた会員の遺児に対して、遺児育英奨学金の給付及び貸与を実施

#### (5) 災害見舞金給付事業・・・新規

- ・自然災害又は火災等により、住居及び家財又はそれらのいずれかに被害を被った場合に見舞金を給付

平成20年5月20日

社団法人 日本水難救済会 〒 03-3222-8066

日本水難救済会救難所員等互助会 事務局（準備室）